

報告第 1 号

阪神間都市計画公園の変更（素案）について【報告】
（西宮中央運動公園）

目 次

| | |
|-----------------------------------|------|
| 1. 都市計画等の経緯 | P. 1 |
| 2. 都市計画変更の内容と理由 | P. 1 |
| 3. 西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等の再整備について | P. 2 |
| 4. 地元説明会等について | P. 3 |
| 5. 今後のスケジュール（案） | P. 3 |
| 6. 都市計画変更（素案） | |
| ・計画書（素案） | P. 4 |
| ・理由書（素案） | P. 5 |
| ・変更前後対照表（素案） | P. 6 |
| ・総括図（素案） | P. 7 |
| ・計画図（素案） | P. 8 |

資料 1 西宮市中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備基本計画(素案)

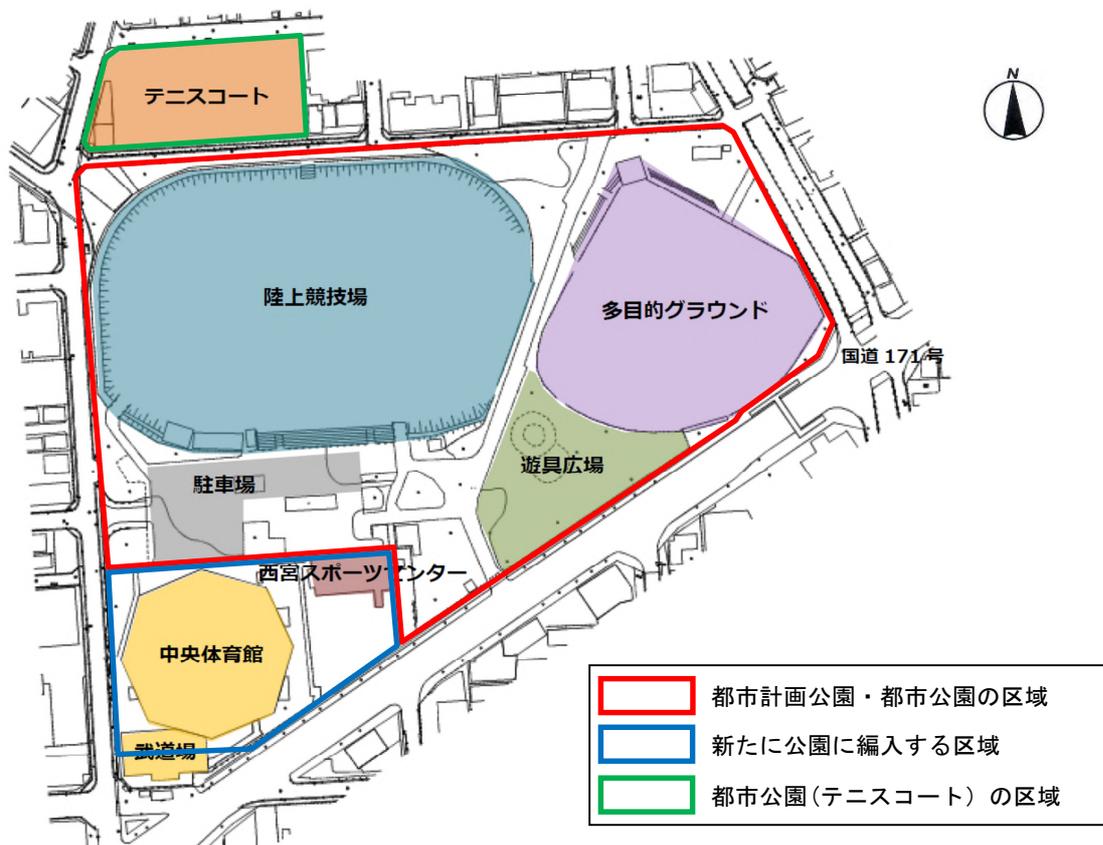
1. 都市計画等の経緯

西宮中央運動公園における都市計画等の主な経緯については、以下のとおりである。

| 告示日 | 概要 |
|-------------|---|
| 昭和17年 4月 1日 | 運動公園「西宮市民運動場」の開設 |
| 昭和21年 8月15日 | 都市計画決定（「6西宮市民運動場」約5.62ha） |
| 昭和36年 3月 7日 | 都市計画変更（番号の変更 ⇒大公園「5西宮市民運動場」） |
| 昭和40年 3月22日 | 都市計画変更（区域の変更） 体育館建設にあわせた区域の変更（面積の増減なし） |
| 昭和44年11月13日 | 都市公園の開設（「西宮市民運動場」約51,871㎡） ※都市公園法の施行（昭和31年10月15日）に対応 |
| 昭和60年 2月 5日 | 都市計画変更 （種別、番号、名称、区域、面積の変更 ⇒地区公園、4.4.302号、西宮中央運動公園、約5.2ha） ※国道171号の拡幅にあわせた公園区域の縮小 |
| 昭和61年 9月13日 | 都市公園の変更（種別・名称の変更） ※都市計画の決定内容にあわせた変更 |
| 平成 5年 5月19日 | 都市公園の変更（区域、面積の変更 ⇒ 約55,118㎡） ※テニスコートを公園区域に編入 |
| 平成30年度（予定） | 都市計画変更（区域、面積の変更 ⇒ 約6.1ha） ※老朽化した施設の更新に伴う公園全体計画の見直し |

2. 都市計画変更の内容と理由

本公園は、南部市街地における貴重な緑の空間であり、隣接する市立中央体育館・武道館とあわせて、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として利用されているとともに、公園は地域防災拠点、体育館は避難所に位置付けられ、災害対策活動の拠点にもなっている。



【図－1 既存施設の配置状況】

現在、中央体育館（築53年）の老朽化への対応が課題となっているが、現位置で建て替えを行う場合、スポーツ施設として稼働率が高く、避難所にも指定されている施設を工事に伴って4～5年程度休館させる必要がある。

そこで、隣接する都市計画公園内のオープンスペース（多目的グラウンド：甲子園浜野球場に機能移転済）に中央体育館を移転し、体育館の跡地を新たに公園区域に編入することで敷地の一体利用を図り、陸上競技場（築61年）などの公園施設も含めた全面的な施設再編を行うことによって、既存の施設利用者の利便性や防災機能を確保しながら、スポーツ・レクリエーション活動や災害対策活動の拠点としての機能を拡充する計画を進めている。

今回予定している都市計画変更は、この全面的かつ一体的な施設の再整備計画に必要な公園区域の拡大を行うものである。

3. 西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等の再整備について

再整備によって本公園には体育館、陸上競技場など複数の施設が集積するが、個別の施設ごとに整備や管理運営を行うことは効率的ではないため、今回の再整備では、民間事業者の経験やノウハウを活用するPFI手法の採用によって、事業費の縮減や財政負担の平準化を図り、民間の便益施設も含めた公園全体の一体的な整備・運営を行うスキームを導入する予定である。

なお、再整備の基本計画素案（資料1）では、各施設のゾーニング計画の例として図-2のようなイメージ図が示されている。



【図-2 再整備の全体配置イメージ図】

4. 地元説明会等について

以下の通り、再整備計画に関する地元説明会、パブリックコメントを実施している。

①再整備計画に関する地元説明会

日時：平成30年3月18日（日） 10時00分～11時30分

場所：西宮市中央体育館 1階会議室

対象：近隣住民（隣接する自治会等）

出席者：25名

概要：都市計画公園の区域変更についての質問・意見はなかった。

再整備後の渋滞対策、施設の管理運営に関する質問や、公園施設の具体的な整備内容に関する意見・要望などがあつた。

②再整備の基本計画（素案）に関するパブリックコメント

募集期間：平成30年7月25日（水）～平成30年8月24日（金）

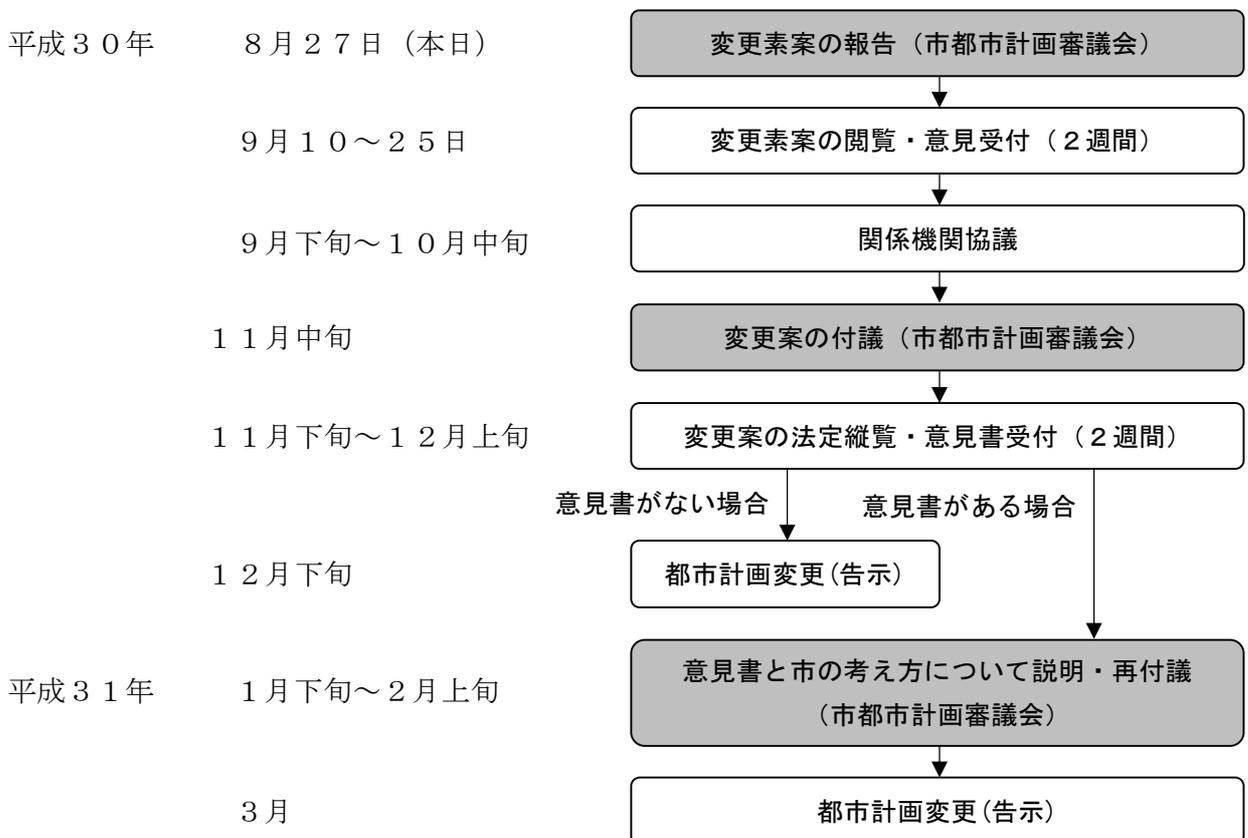
対象：西宮市民、市内在勤者・在学者、市内で活動（営業）している個人・団体

※意見聴取の結果については、議会への報告、市ホームページへの公開を予定

（本審議会でも報告予定）

5. 今後のスケジュール（案）

本日の報告後、市政ニュース（平成30年9月10日号）と市ホームページで広報し、2週間（同9月10～25日予定）の素案閲覧と意見の受付を実施した後、次回の都市計画審議会（同11月中旬予定）において、付議を行う予定である。



注1）素案閲覧と法定縦覧は、市政ニュースやHPで周知予定

注2）都市計画変更の告示は、西宮市都市公園条例（建ぺい率の上限の変更）の改正後に行う予定

計 画 書 (素案)

阪神間都市計画公園の変更 (西宮市決定)

都市計画公園中 4. 4. 302号西宮中央運動公園を次のように変更する。

| 種別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|---------|----------|--------|---------|--|
| | 番 号 | 公園名 | | | |
| 地区公園 | 4.4.302 | 西宮中央運動公園 | 西宮市河原町 | 約 6.1ha | 陸上競技場、体育館、子供の遊び場、多目的広場、エントランス広場、民間施設、駐車場、駐輪場、トイレ、防災備蓄倉庫、四阿、雨水貯留槽等 (区域及び面積の変更) |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (素案)

西宮中央運動公園は、南部市街地における貴重な緑の空間であるとともに、隣接する中央体育館・武道館とあわせて、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点であり、また、同公園は地域防災拠点に、中央体育館は避難所にそれぞれ位置付けられ、災害対策活動の拠点にもなっている。

しかしながら、各施設の老朽化が進んでおり、これらの施設の更新が必要となっている。

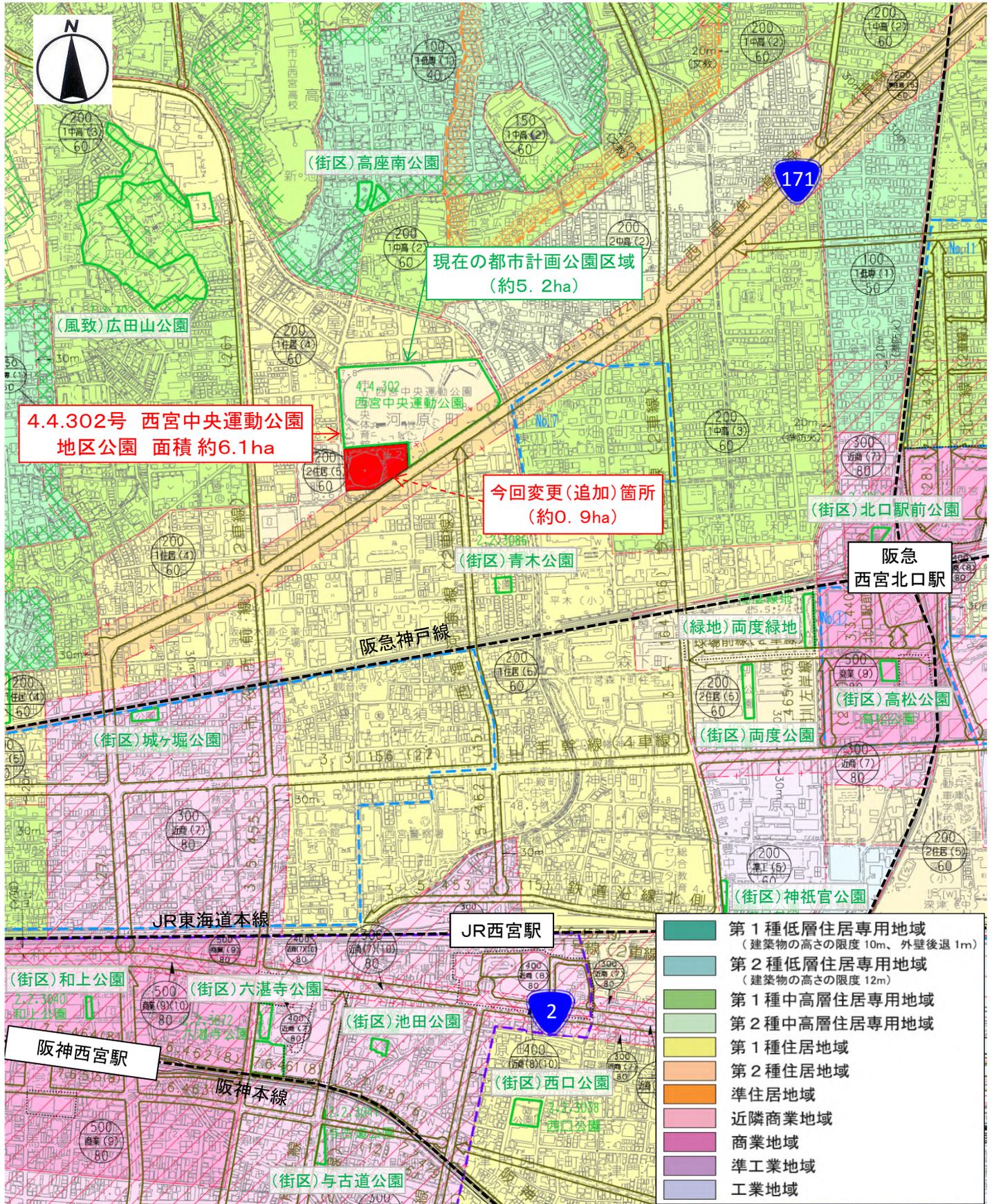
その為、隣接敷地を同公園区域に編入し、敷地の一体利用を図ることで、全面的な施設再編を行い、スポーツ・レクリエーション活動や災害対策活動の拠点機能が充実するよう、本案のように一部区域及び面積を変更する。

変 更 前 後 対 照 表 (素案)

4. 4. 3 0 2 号 西宮中央運動公園

| 変更 | 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|-----|------|---------|----------|--------|---------|--|
| | | 番 号 | 公園名 | | | |
| 変更前 | 地区公園 | 4.4.302 | 西宮中央運動公園 | 西宮市河原町 | 約 5.2ha | 噴水広場、野球場、陸上競技場、庭球練習場、児童コーナー、駐車場、便所 |
| 変更後 | 地区公園 | 4.4.302 | 西宮中央運動公園 | 西宮市河原町 | 約 6.1ha | 陸上競技場、体育館、子供の遊び場、多目的広場、エントランス広場、民間施設、駐車場、駐輪場、トイレ、防災備蓄倉庫、四阿、雨水貯留槽等 (区域及び面積の変更) |

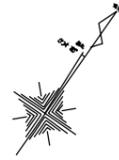
4. 4. 302 西宮中央運動公園 総括図（素案） S=nonscale



- 第1種低層住居専用地域
(建築物の高さの限度10m、外壁後退1m)
- 第2種低層住居専用地域
(建築物の高さの限度12m)
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

| 凡例 | |
|---|----------|
| | 都市計画公園 |
| | 変更(追加)箇所 |

4. 4. 3 0 2 西宮中央運動公園 計画図(素案) S=nonscale



| 測点 | 境界 |
|-----|--------------------|
| 1~2 | 道路界 (市道西727号) |
| 2~3 | 道路界 (市道西448号) |
| 3~4 | 都市計画道路界 (西国街道線) |
| 4~5 | 見通し界 |
| 5~1 | 道路界 (市道西715号) |

都市計画公園区域
(面積約0.1ha)

| 凡例 | |
|--|-----------------|
| | 既決定区域 (変更無し) |
| | 追加 |

